

令和3年3月24日

令和3年
第1回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第1号

生活保護制度における扶養照会が義務でないことの明文化を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年3月24日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

生活保護制度における扶養照会が義務でないことの明文化を求める意見書(案)

コロナ禍で仕事や住まいを失い、困窮する人が相次いでいる。生活保護は最後のセーフティーネットであるが、現状では生活保護は必要な世帯の2割しか利用できていない。家族・親族に経済的な援助の可否を聞く「扶養照会」が広く行われており、生活保護の申請をためらう要因となっている。

支援団体「つくろいファンド」が年末年始に行なった調査では、大半の人が困窮しているながら、78%は生活保護を利用しておらず、うち3人にひとりが「家族に知られるのが嫌だから」と回答している。

現場のケースワーカーにとっても、3親等まで扶養照会するのは膨大な手間がかかるばかりか、ほとんど効果がないのが実態である。厚労省によると、扶養照会によって金銭的援助可能と回答したのは、2017年度は照会件数のわずか1・6%であった。

生活保護制度は憲法に定められた「生存権」を実現するための法律であり、親族が扶養の義務を果たしていないことで、この「人権」の実現が妨害されるのは明らかに不合理である。1月28日の参院予算委員会では「扶養照会はやめるべき」という質問に対し、厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではない」と明言している。

よって、生活保護制度における扶養照会が義務でないことを明文化することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

滋賀県野洲市議会議長 東郷 克己

内閣総理大臣 菅 義偉
宛
厚生労働大臣 田村 憲久

意見書第2号

新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年3月24日

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するには、P C R 検査を、従来のように濃厚接触者を対象にした行政検査だけでなく抜本的に拡充すること。無症状であっても早期に陽性者を把握し、保護・治療することなど必要な対応を講じることである。そのことが社会経済活動との両立を図っていることにつながる。

滋賀県内でもクラスターが発生しているが、その多くが医療や介護施設、高齢者施設であることに鑑み、感染リスクが高い施設や職域については、定期的な社会的検査が必要である。その必要性については、厚労省も示しているところである。

コロナワクチン接種が始まるが、ワクチン接種と一緒に、医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員をはじめ、エッセンシャルワーカーらを対象にした定期的なP C R 検査を実施することが求められている。

滋賀県がその財源を確保し、実効ある対策を講じることを求める。

あわせて各地域の保健所機能を充実させること、医療ひつ迫が生じないよう各市町と連携して体制を整え、新型コロナ感染症対策にあたることを強く求め
る。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 24 日

滋賀県野洲市議会議長 東郷 克己

滋賀県知事 三日月大造 宛

意見書第3号

米軍への「思いやり予算」はきっぱり中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年3月24日

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

米軍への「思いやり予算」はきっぱり中止を求める意見書（案）

17日日米両政府は、3月末に期限を迎える「思いやり予算」（在日米軍駐留経費の日本側負担）を定めた特別協定を、年間約2000億円の現行水準を維持したまま暫定的に1年延長することで合意した。

思いやり予算は5年ごとに結ぶ特別協定に基づいて決定されてきたが、現行の協定が切れる3月末までに国会承認を得なければ、基地の運営に影響が出る恐れがあることから、本格交渉を先送りするため2021年度の1年分に限定して米国と合意したものである。

菅政権は、米軍「思いやり予算」を今年度予算案に昨年度を上回る2017億円を計上しており、3月末までの国会承認を目指している。

そもそも日米地位協定第24条は、駐留経費は米国が負担すると定めている。

しかし、円高による米側負担増を背景に、1978年から本来米側が支出すべき費用の肩代わりが始まった。

その後、日本側が従業員の給与や光熱費、訓練移転費を支出。2020年度の防衛省予算で「思いやり予算」は1993億円にふくれあがっている。

さらに、米軍再編経費などを含めると、在日米軍関係費は約6千億円にのぼる。

同盟国の駐留経費について最後に公表された2004年の米国防総省の報告書によると、日本は74・5%を負担。韓国40%、ドイツ32・6%などと比べても割合は突出している。

法的にも根拠のない「思いやり予算」はきっぱりと中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

滋賀県野洲市議会議長 東郷 克己

内閣総理大臣 菅 義 健
外務大臣 茂木 敏充 宛
防衛大臣 岸 信 夫

意見書第4号

75歳以上の医療費窓口負担増の中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年3月24日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

75歳以上の医療費窓口負担増の中止を求める意見書（案）

菅内閣は、75歳以上が支払う現行1割の医療費窓口負担に2割負担を導入することを柱とした医療制度改定一括法案を今国会に提出し、2022年度後半から導入する計画で、今国会での成立をめざしている。

窓口2割負担の対象は、単身で「年収200万円以上」、どちらも75歳以上の夫妻で「年収320万円以上」の世帯の計約370万人となる。

現在、単身で「年収383万円以上」、夫妻で「年収520万円以上」の世帯は「現役並み所得」だとして、すでに3割負担となっている。

2割負担は経済的事情による受診抑制を拡大することはあきらかであり、早期発見・治療が遅れて症状が悪化すれば、病状回復は困難になり、命にも関わることに招くことになる。政府自身が掲げる「人生100年時代」の看板にも逆行するものである。

菅政権は2割負担導入の最大の口実に「若い世代の保険料上昇を少しでも減らす」ことを挙げている。しかし、高齢者の医療費に占める国庫負担分は、老人保健制度が始まった1983年の45%から、2008年の後期高齢者医療制度で35%に減少させたことが根本の問題である。

若い世代の負担軽減というなら、少なくとも国庫負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすべきである。

75歳以上の医療費窓口負担増の中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

滋賀県野洲市議会議長 東郷 克己

内閣総理大臣 菅 義 健
財務大臣 麻生 太郎 宛
厚生労働大臣 田村 憲久

意見書第5号

補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和3年3月24日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求める意見書（案）

厚労省は、2021年度介護保険改正において、低所得の施設入所者の食費・居住費を補助する補足給付の見直しや、一定額以上の利用料を払い戻す高額介護サービス費の引き上げを行い、今年8月から実施するとした。

補足給付の見直しでは、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が120万円を超える人が、特別養護老人ホームの多床室に入所している場合、日々の食費負担が2万2000円増えることとなる。これに連動しショートステイの食費も引き上げられる。また、補足給付の支給要件となる預貯金等の資産要件の基準を引き下げるとしている。

高額介護サービス費は、医療保険の高額療養費にあたるものである。現在の制度は月の負担額は4万4400円が上限となっているが、見直しでは、現役並み所得相当者（年収約383万円以上）を三段階に分け、月額の上限を最高14万100円に引き上げる。

介護保険制度は施行20年を経過した。これまで政府は、施設等での居住費・食費の自己負担化、補足給付への資産要件・配偶者要件の導入、利用料の2割負担・3割負担の導入、特養入所対者を原則要介護3以上に限定など、給付削減・負担増を先行させる制度の見直しを重ねてきた。この上さらに自己負担の引き上げを行えば、多くの入所者・利用者の生活に影響を与え、施設から退所することや、入所の申し込みも出来ない事態が生じることになる。

いま、政府が行うべきことは、負担増・給付削減の制度改革を重ねることではない。経済的事情にかかわらず、介護が必要な時に必要なサービスが保障される制度へと改善することである。

よって、今回の制度改正で利用者の負担増となる補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

滋賀県野洲市議会議長 東郷 克己

内閣総理大臣 菅 義 偉

宛

厚生労働大臣 田村 嘉久